

申込書表面の「受験に必要な資格・免許等」欄の記載方法は、以下によってください。  
 なお、複数の要件に該当する場合は、次の優先順位に従って、いずれか1つを選択してください。  
 現に取得している場合……相談援助業務や講習会の修了を要しないもの  
 今後取得見込みの場合……御自身が資格取得の可能性がより高いと考えるもの

試験区分	該当する受験資格		相談援助業務※5	講習会を修了	「受験に必要な資格・免許等」欄の記載内容	
社会福祉	大学で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科（または相当する課程）を修めて卒業 ※1		—	—	(児福)大学等において専修	
	児童福祉司の任用資格を有する人	大学で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科(または相当する課程)を修めて卒業 ※1		1年	—	大学等において専修かつ実務経験1年以上
		都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校を卒業 ※2		—	—	養成校卒業
		都道府県知事の指定する講習会の課程を修了※3		—	—	養成講習会修了
		医師 ※4		—	—	医師
		社会福祉士 ※4		—	—	社会福祉士
		精神保健福祉士 ※4		—	—	精神保健福祉士
		社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事		—	児童福祉司任用前講習会の受講が必要 ※6	社会福祉主事としての実務経験2年以上等
		社会福祉主事たる資格を得た後、あわせて2年以上、児童福祉事業又は児童相談所所員として勤務		—		社会福祉主事取得後、実務経験2年以上等
		社会福祉主事たる資格を得た後、3年以上児童福祉事業に従事		—		社会福祉主事取得後、実務経験3年以上等
		保健師		1年	厚生労働大臣が定める講習会の受講が必要 ※7	保健師かつ実務経験1年以上等
		助産師		1年		助産師かつ実務経験1年以上等
		看護師		2年		看護師かつ実務経験2年以上等
		保育士		2年		保育士かつ実務経験2年以上等
		教育職員免許法に規定する普通免許状取得者	専修免許、1種免許	1年		教員かつ実務経験1年以上等
			2種免許	2年		教員2種免許かつ実務経験2年以上等
児童指導員		2年	—	児童指導員かつ実務経験2年以上等		

- ※1 ① 心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科（または相当する課程）を修めて「専門職大学の前期課程を修了した者」「大学院を修了した者」「海外の大学を卒業した者」「大学で専修し、飛び級により大学院への入学を認められた者」を含む。  
 ② 「相当する課程」とは、社会福祉学部の各学科や、人間関係学科、児童学科等のように、心理学・教育学・社会学を総合的に履修している学科も含む。  
 ③ 大学の教養科目により、単に、心理学概論や社会学概論などの単位を履修して卒業した場合などは含まない。
- ※2 「養成する学校」とは、国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科（旧国立秩父学園附属保護指導職員養成所の児童指導員科を含む。）、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部（旧国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部を含む。）、上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科をいう。
- ※3 「講習会の課程」とは、全国社会福祉協議会中央福祉学院児童福祉司資格認定通信課程をいう。
- ※4 国家試験に合格した者（登録前の者）を含む。
- ※5 「相談援助業務」とは、厚生労働省令で定める施設において、児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいい、その具体的な範囲は、「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設おける業務範囲等について」（平成17年2月25日雇児発第0225003号）等の厚生労働省の通知等による。〔この表ではそれぞれの該当する資格の場合ごとに必要となる従事期間を示している。〕
- ※6 「児童福祉司任用前講習会」とは、児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会（平成29年厚生労働省告示第130号）をいう。
- ※7 「厚生労働大臣が定める講習会」とは、児童福祉法施行規則第六条第六号の厚生労働大臣が定める講習会（平成17年厚生労働省告示第42号）をいう。